

# 町政NEWS

## 鬼北町職員の募集

総務課 内線233

鬼北町では、次のとおり平成20年度採用にかかる職員を募集します。

受付期間 隨時

募集職種および人員

職種 医師（診療科：内科、小児科、整形外科、泌尿器科）

人数 若干名

受験資格

- ①日本の医師免許を有する者
- ②地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者
- ③医師免許取得後、2年以上経過している者
- ④定年年齢（70歳）前であり、複数年勤務できる者
- ⑤原則として、鬼北町に住所を有する者または採用決定後、鬼北町に住所を移すことが可能な者
- ⑥医師として勤務に耐えられる健 康状態の者
- ⑦地域医療に熱意・意欲のある者
- ⑧住民とのコミュニケーションを大切にする者

試験 書類審査および面接審査  
給与 給与等は、鬼北町職員の給与に関する条例等の規定により支給されます。

勤務場所 鬼北町立北宇和病院  
(社会福祉法人旭川荘に派遣)

社会保険料（国民年金保険料）  
控除証明書の発行について

町民課 内線216

国民年金保険料の領収証書は  
大切に！

納付のあつた国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が「社会保険料控除」の対象になつており、課税対象所得から控除されます。

控除を受ける際には、保険料を納付した旨を証明する書類（証明書または領収証書）を申告書に添付することが所得税法で義務付けられています。

このため、保険料を納付した旨を証明する書類が必要になることから、社会保険庁では「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（ハガキ様式）」を、11月上旬までは翌年2月にお送りすることにしています。

▼11月送付対象者  
1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料の納付実績がある方。

▼翌年2月送付対象者  
10月2日から12月31日までの間にその年初めて国民年金保険料の納付があつた方。

人権擁護委員の紹介  
町民課 内線213

10月1日付けで、法務大臣から次の方が人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき委嘱された、あなたの町の相談パートナーです。暮らしの中での悩みや心配ごと、困りごとのある方は、是非お近くの人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、相談内容の秘密は固く守られます。相談ご希望の方は、お近くの法務局または町へお問い合わせください。



▲中岡愛子さん(芝)



▲松浦昭さん(小松)

控除証明書専用ダイヤル  
0570・00・9911  
(平成19年11月1日～平成20年3月14日まで、平日9時～17時)

は翌年2月にお送りすることにしています。